

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、日に当たる翌日)

鳥取県告示第三百八十九号
鳥取県土地利用基本計画を昭和六十一年三月三十一日変更したので、国
土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準
用する同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

次

◇ 告示

土地利用基本計画の変更

保険医等の登録

保険医療機関の指定の辞退

計量器の定期検査の実施

土地改良事業の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除予定

公有水面の埋立ての免許

基本測量の実施

◇ 教委規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正す
る規則

鳥取県指定保護文化財の指定

鳥取県指定無形民俗文化財の指定

土地利用基本計画図中鳥取市の都市地域及び農業地域、米子市の都市地
域、境港市の都市地域及び農業地域、赤崎町、溝口町及び日野町の農業地
域並びに若桜町、八東町、智頭町、佐治村、船岡町及び用瀬町の森林地域
に係る部分を次の図のとおり変更する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部企画課並びに関係市役
所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基
づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条
の規定により告示する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中島雅子	鳥医第三、三六〇号	昭和六十一年三月二十二日
安達由紀子	鳥薬第五九三号	昭和六十一年三月二十九日

鳥取県告示第三百八十二号

次とのおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年四月十八日

坂本医院	鳥取市賀露町一三〇	昭和六十一年五月一日	名 称 所 在 地 辭退の効力發生年月日
------	-----------	------------	-------------------------------------

鳥取県告示第三百八十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四

十三条の規定により告示する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西尾邑

計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間　実施場所

当該計量器の所在の場所
昭和六十二年五月二十一日まで

計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器
是地用
是地く成
是地用

卷之三

昭和六十年五月二十日午前十時から午後三時まで 境港市 境港市境公民館

五
月
二
十
二
日
年

昭和六十三年五月二十三日午前十九時三十分から午後十一時三十分まで

午後一時から

昭和六十一年
午前九時三十分から

五月二十七日 午前十一時三十分ま

午後三時まで

昭和六十一年五月二十八日午前十時から午後二時まで

鳥取県告示第三百八十四号

河原町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業河原地区農道整備）

3 昭和61年4月18日 金曜日

鳥取県公報

の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字糸白見（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年四月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 免許の日

昭和六十一年四月十五日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 埋立区域

鳥取市東町一丁目三〇
鳥取県知事 西尾邑次

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一二〇から同字二九二までの地

アの地点 淀江港北防波堤灯台から三〇二度五六分二八九・〇メー
トルの地点

先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線及び7の地
点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 アの地点から八九度〇二分四一二・九メートルの地点
ウの地点 イの地点から一二三度二七分七六・八メートルの地点
エの地点 ウの地点から一九三度四六分三三〇・〇メートルの地点
オの地点 エの地点から二六九度〇三分三九一・六メートルの地点

1の地点 淀江港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三
三度二五分三九秒）から三三度三六分一七七・五メートル

(三) 面積

一五八・〇二九・三三平方メートル

(四) 埋立地の用途

漁港施設用地

2の地点 1の地点から八九度〇五分八〇・二メートルの地点

3の地点 2の地点から一九〇度四五分一〇・一メートルの地点

4の地点 3の地点から一九七度四二分三一・二メートルの地点

5の地点 4の地点から二一四度四三分三七・七メートルの地点

6の地点 5の地点から二一八度二五分三〇・七メートルの地点

7の地点 6の地点から二三六度一九分四〇・八メートルの地点

鳥取県告示第三百八十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があ
つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一—四七から同町大字今津字濱田

二九二までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地
点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 一 作業種類 基本測量（五万分の一地形図定期修正）
- 二 作業期間 昭和六十一年五月一日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村並びに八頭郡郡
家町、船岡町、八束町及び若桜町

教育委員会規則

教育委員会告示

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十一年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「休日」の下に「（以下「休日」という。）」を、「翌日」の下に「（その日が休日である場合を除く。）」を加え、同項第二号中「、月曜日又は火曜日」を「又は休日」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会告示第七号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

彫刻の部

名 称	員 数	寸	法	物 件 の 所 在 地	所 有 者	所 有 者 の 住 所
觀音寺古仏群	十一軀	像高	一六〇センチメートル	東伯郡大栄町大字 東高尾五六〇	觀音寺	東伯郡大栄町大字 東高尾五六〇
木造十一面觀音立像 その一	その一	像高	一二五センチメートル			
木造不動明王立像 その二		像高	一〇三センチメートル			
木造吉祥天立像		像高	九〇センチメートル			
木造鬼跋毘沙門天立像		像高	一二一・五センチメートル			
木造地藏菩薩立像		像高	九七・五センチメートル			
木造四天王立像 その一		像高	一一センチメートル			
木造四天王立像 その二		像高	一二五センチメートル			
木造四天王立像 その三		像高	一三五センチメートル			
木造四天王立像 その四		像高	一三七センチメートル			
木造四天王立像 その五		像高	一三八センチメートル			
木造隨身立像 その一		像高	一一五センチメートル			
木造隨身立像 その二		像高	一二二センチメートル			
上伊勢一〇〇	方見神社	東伯郡東伯町大字 上伊勢一〇〇				
上伊勢一〇〇	東伯郡東伯町大字 上伊勢一〇〇					

歴史資料の部

名 称	員 数	寸 法	物 件 の 所 在 地	所 有 者	所 有 者 の 住 所
鐵造聖観音立像・鐵造十一面觀音立像	二 輛	鐵造聖観音立像 總高 四二・五センチメートル 像高 三五センチメートル	西伯郡西伯町大字下中谷一〇〇八	西伯郡西伯町賀祥	西伯郡西伯町大字下中谷
一面	一 面	鐵造十一面觀音立像 總高 三四センチメートル 像高 三八・五センチメートル	西伯郡西伯町賀祥	料館	
附鉄製光背		總高 四四センチメートル			

鳥取県教育委員会告示第八号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をする。

昭和六十一年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	特 徵	所在 地	保 譲 団 体
田後神社頭屋祭「宮の飯」	「宮の飯」と呼ばれる神饌献上を中心とする祭事で、「宮座」の制度を今に保持し、代々世襲された頭人職によつて執行されている貴重な民俗である。	東伯郡羽合町大字田後	田後当渡し神事保存会
福岡神社神事	櫻取祭、崩御祭、御饌献上祭、大注連神事、端舞式の一連の神事で、神秘的な神祭りの古風をよく残す。特に端舞式は、県下では例を見ない貴重な民俗である。	日野郡溝口町福岡	特殊神事保存会